

令和2年度島根半島・宍道湖中海ジオパークプロモーション事業委託業務 仕様書

1. 案件名

令和2年度島根半島・宍道湖中海ジオパークプロモーション事業委託業務

2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

3. 委託費の上限

3,000,000円（税込）

4. 業務内容・仕様

(1) アニメ動画制作業務

- ・島根半島・宍道湖中海ジオパークの魅力や見どころを盛り込み、分かりやすいアニメを制作・制作するアニメは1本以上とし、1本の動画の時間は5分程度とする。
- ・全国的に認知度が高いキャラクターを登場させ、ユーモアのある動画とする
- ・ユネスコ世界ジオパークの理念や島根半島・宍道湖中海ジオパークエリアの大地の成り立ちや保全活動の内容を盛り込む。

【動画の使用用途】

- ・島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会（以下、協議会という）が管理する、または協議会が使用許可を与えた YouTube、Instagram、Facebook 等のインターネット動画配信サイトや SNS での情報発信
- ・協議会が使用可能な観光施設等のデジタルサイネージ等での上映
- ・ジオパーク関係イベント等でのパソコンや Blu-ray・DVD プレイヤー等での動画再生
- ・本事業にて受託者が提案するインターネットメディア

(2) 広告宣伝業務

- ・協議会が管理する YouTube、Instagram、Facebook 等のインターネット動画配信サイトや SNS を用いた広告宣伝により、島根県内外に効果的な情報発信を行うこと。また、より効果的な広告方法（テレビ番組・CM、ラジオ、雑誌掲載等）がある場合は、有料、無料を問わず、受託者から提案することも可とする。
- ・現在、協議会が実施している「国立・国定公園への誘客の推進事業」において制作している動画（2021年1月末完成予定）や HP において公開している動画についても、併せて情報発信するものとする。
- ・広告宣伝は、動画完成から委託業務完了まで実施するものとする。

5. 打ち合わせ

本業務の実施に当たっては、業務工程表に従って行い、特に業務内容に変更、提案、疑義が生じた場合、受注者は事前に十分に発注者と打ち合わせを行うこと。また、受注者において打合せ記録簿を作成し、相互確認の上、保管するものとする。

6. 委託料に含まれる経費について

委託料の中には、本業務に関する一切の経費すべてを含むこととする。

7. 成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、提案内容によって成果品の種類、規格等に変更が生じた場合は、受注者の負担によって増減するものとする。

- (1) 記録媒体 DVD・Blu-ray：各動画のバージョンごとに各 5 枚
- (2) 動画データ インターネット配信用データおよび概要欄等のテキストデータ
- (3) 業務完了報告書（原本 1 部、副本 1 部。紙媒体及び PDF データ）

8. 再委託の禁止

受託者は本業務を他の者に再委託してはならない。ただし、令和 2 年 12 月 11 日（金）12 時までに島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会に対し協議を行って承諾を得た上で、参加申込書（様式 3）に記載して申込を行った場合はこの限りではないものとする。

9. 留意事項

広告宣伝を行うにあたり、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会が有する動画・画像等のデータが必要な場合にのみ、データを渡すこととする。

10. その他

契約後、仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して決めること。

【参考資料】

1. 小学校高学年・中高生向けツアー
 - ・小学生 4・5・6 年生及びその保護者対象「ジオパーク探検隊」
<https://kunibiki-geopark.jp/news/geoparktankentai/>
 - ・中高生対象「アドベンチャージオツアー」
<https://kunibiki-geopark.jp/news/adventuregeotour/>
2. 動画・画像
 - ・島根半島・宍道湖中海ジオパークホームページ内の動画・画像（一部使用不可のものあり）

<https://kunibiki-geopark.jp/>

- ・ 島根半島・宍道湖中海ジオパーク観光プロモーション動画（30秒版、2分版、3分版）・説明動画（10分版）